

令和2年度山口県女子サッカーリーグ要項

2020.02.12

1. 目的 (公財)日本サッカー協会(以下「JFA」という。)が掲げるフェアプレーの精神・行動規範に則り、山口県におけるサッカーの普及啓発及び競技力向上を目的とする。
2. 名称 山口県女子サッカーリーグ(以下「県リーグ」という。)
3. 主催 (一社)山口県サッカー協会(以下「県協会」という。)
4. 主管 (一社)山口県サッカー協会女子委員会(以下「女子委員会」という。)
5. 期日 1部は令和2年4月1日から令和2年11月30日まで
2部は令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

6. 参加資格

- (1) JFA及び県協会に「女子」の種別で登録した加盟チームであること。
- (2) 令和2年3月20日までに令和2年度加盟登録料を納付したチームであること。
- (3) 中国女子サッカーリーグに参加しているチーム及び山口県女子U-15トレセンチームについては、別途、女子委員会が定める要件を満たすこと。
- (4) 公認審判員3名以上(内1名は3級以上)を有すること。ただし、新たに参加するチームについては、次年度まで猶予する。
- (5) JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームから移籍することなく、上記(1)のチームで参加することができる。この場合同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加することも可能とする。

ただし、本項の適用対象となる選手は下記①又は②のいずれかのチーム登録種別区分のとおりとする。

① 参加チームの種別区分が「Lリーグ・一般・大学」の場合

同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「高校」・「クラブ(高校生)」・「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることができる。

② 参加チームの種別区分が「高校・クラブ(高校生)」の場合

同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることができる。

また、同一選手が「クラブ」内の異なるチームで、県リーグに参加することはできない。

- (6) 外国籍選手：5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
- (7) 参加選手は試合時に登録選手証(写真付き)もしくは登録選手一覧(写真付き)を持参すること。持参しない選手は試合に出場できない。ただし、印刷されたものがない場合に限り、スマートフォンやPC等の画面に表示されたJFA WEB 登録システム「KICKOFF」の表示で代用することができるが、その場合チームの責任において円滑に表示が行えるものであること。

7. 競技方法

- (1) 参加チームについて、前年度の県リーグの成績上位から8チームを1部に、それ以外を2部に分け、それぞれ1回戦総当たりリーグ戦を実施する。ただし、2部は参加

チーム数によって2回戦総当たりリーグ等に変更することもある。

また、新規チームは2部リーグへの参入とする。

- (2) 試合時間は70分(前・後半35分)、ハーフタイムのインターバルは原則として10分(前半終了から後半開始まで)とし、延長戦は行わない。

8. 競技規定

- (1) J F A「サッカー競技規則2019/2020」による。
- (2) ただし、以下の項目については県リーグ規定を定める。
- ① 試合競技開始時間の30分前までにメンバー表3部及び登録選手証等を運営本部に提出する。
 - ② 県リーグ参加申し込みした選手のうち、各試合の登録選手は最大18名とする。
 - ③ 交代できる人数は、競技開始前に登録した最大7名の交代要員の中から7名までとする。
 - ④ ベンチ入りできる人数は最大13名(交代要員7名、役員6名)とする。
 - ⑤ 退場を命じられた選手又は役員は次の1試合に出場又はベンチ入りできない。また、それ以降の処置については、女子委員会役員会で決定する。
 - ⑥ 警告を2回受けた選手は、次の1試合に出場できない。
 - ⑦ テクニカルエリアは設置し、戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる。ただし、通訳を必要とする場合は通訳を含めて2人までとする。
 - ⑧ 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許可される役員の数は2名以内とする。
 - ⑨ ピッチ上の選手が7名に満たない状況が生じた場合、その時点で試合を打ち切ることとし、7名に満たないチームを不戦敗に、対戦相手チームを不戦勝とする。
 - ⑩ 不戦敗チームの得失点は0点、不戦勝チームの得失点は3点とする。

9. 順位決定

- (1) 勝点は次のとおりとし、勝点の多いチームを上位とする。
勝ち:3点、引き分け:1点、負け:0点、不戦勝:3点、不戦敗:-3点
- (2) 勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とする。
- (3) 得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。
- (4) (1)から(3)までによっても順位が決定しない場合は、抽選により順位を決定する。
- (5) 全日程終了後、1部リーグ下位2チームは次年度から2部リーグへ降格するとともに、2部リーグ上位2チームは1部リーグへ昇格する。ただし、次年度の参加チーム編成により、変更する場合がある。

10. ユニフォーム

- (1) J F A「ユニフォーム規程」による。
- (2) ただし、以下の項目については県リーグ規定を定める。
- ① ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)については、正の他に副として、正と色彩(濃淡)が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携行すること(フィールド用、ゴールキーパー用ともに)。
 - ② シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。

- ③ 選手番号は参加申込の際に登録した選手番号を付けること。シャツが縞(縦縞も横縞も)の場合は、台地(白布地等)(縦30cm×横30cm程度)に背番号を付け、わかりやすくすること。

11. 参加申込

- (1) 参加料は22,000円(税込)とする。
(2) 参加チームは、参加申込書、プライバシー同意書及び登録票に必要事項を記載すること。
(3) 上記(1)(2)の提出及び納付方法、並びに期限は次のとおり。

【参加申込書、登録票】

(提出期限) 令和2年3月12日(木)17時

(提出方法) E-mailにて次のアドレスへそれぞれ送付すること。

(提出先) 県リーグ運営責任者 國弘 t.kunihiro1120@gmail.com

【参加料、プライバシー同意書】

令和2年3月20日(金・祝)に開催する運営会議において参加料を納付するとともにプライバシー同意書を提出すること。

12. その他

- (1) 試合日程の変更及び経費負担

次のいずれかに該当した場合にのみ試合日程の変更を認める。

①台風の接近や雷雨などの悪天候の場合

②中国予選会又は全国大会の日程と重なった場合

③その他、やむを得ない事情の発生により試合日から起算して14日前までに女子委員長及び対戦チームが承認した場合(ただし、2部に限る。)

また、変更に伴い生じる新たな会場借上費は、①及び②については女子委員会の負担とし、③については変更を申し出たチームが負担すること。

- (2) 参加申込後の選手・ユニフォーム等の変更

① 選手の追加登録、移籍及び抹消、並びにユニフォームの色の変更は、県リーグ開催中、随時可能とする。ただし、登録変更届及び変更後の登録票を県リーグ運営責任者に提出すること。

② 背番号の変更は4月第2週土曜日まで認めるが、それ以降の背番号の変更は、県リーグ登録の抹消を行った選手の背番号を、新たに追加される選手に使用する場合にはのみ認める。

- (3) 選手の未登録又は二重登録等の不正が確認された場合、当該選手が所属するチームが試合中であればただちに試合を打ち切り、不正を行ったチームを不戦敗とし、対戦相手チームの不戦勝とする。また、既に行われた試合についても可能な限り遡って適用する。

該当チームについては県協会規律委員会に諮った上で、処分等を決定する。

- (4) リーグ期間中の負傷及び事故については、各チームの責任において処理すること。
(5) 各チームは、割り当てられた試合の審判について、女性を2名以上とするよう務めること。
(6) 中国女子サッカーリーグチャレンジ戦(以下「チャレンジ戦」という。)への出場資格は、1部リーグの優勝チームに与える。優勝チームがチャレンジ戦への参加を辞退

した場合、またはチャレンジ戦への参加資格を有しない場合(既に中国女子サッカーリーグに参加しているチーム等)は、次順位のチームに参加資格を与える。

(7) 大会要項に規定されていない事項については、令和2年3月20日(金)開催の運営会議において協議の上決定する。